

吸収合併に係る事前開示書面

吸収合併に関する事前開示書面（吸収合併に関する事前備置書面）

（吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく書面）

（吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書面）

吸収合併存続会社： 東京都台東区上野三丁目 24 番 6 号

株式会社アイセル

代表取締役 草川 麗子

吸収合併消滅会社： 埼玉県川口市栄町三丁目 3 番 13 号

ブレーション・アシスト株式会社

代表取締役 有山 禎一

吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社は、それぞれ取締役会の決議を経て、両者間で 2025 年 10 月 1 日付にて吸収合併契約書を締結し、2026 年 1 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことといたしました。よって、ここに本合併に関する事前開示をいたします。

本合併に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 合併契約書

別紙の吸収合併契約書のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1)吸収合併存続会社

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

決算期	2024 年 12 月期
純資産	643,067 千円
総資産	1,510,761 千円
1 株当たり純資産	145,063 円
売上高	1,723,488 千円
営業利益	145,004 千円
経常利益	152,832 千円
当期純利益	95,966 千円
1 株当たり当期純利益	21,648 円

②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

(2)吸収合併消滅会社

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

決算期	2025 年 3 月期
純資産	65,277 千円
総資産	88,880 千円
1 株当たり純資産	326,385 円
売上高	170,225 千円
営業利益	6,650 千円
経常利益	7,526 千円
当期純利益	2,488 千円
1 株当たり当期純利益	12,440 円

②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後も吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況につき、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。従いまして、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはありと判断しております。

以 上

吸収合併契約書

株式会社アイセル（以下「甲」という。）及びブレーン・アシスト株式会社（以下「乙」という。）は、乙の権利義務の全部を甲に承継させる吸収合併について、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社（甲）

商号：株式会社アイセル

住所：東京都台東区上野三丁目2 4 番6 号

(2) 吸収合併消滅会社（乙）

商号：ブレーン・アシスト株式会社

住所：埼玉県川口市栄町3－3－1 3 汐風ビル3 F

第3条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年1月1日とする。ただし、本合併の手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第4条（合併対価）

甲が乙の発行済株式の全部を所有しているため、本合併は無対価合併とし、本合併に際し、甲は、乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第5条（資本金及び準備金の額）

本合併は無対価合併であるため、本合併により甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第6条（合併承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

第7条（権利義務全部の承継）

甲は、効力発生日において、乙が雇用している従業員全員を引き継ぎ、乙の資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日まで、善良な管理者の注意をもってそれぞれの業務執行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為につ

いては、事前に相手方の同意を得た上で行うものとする。

第9条（契約の変更及び解除）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由によって甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本契約の目的の達成が困難となったときは、甲乙協議の上、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（契約の効力）

本契約は、第6条に定める甲及び乙の適法な機関決定又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、これを解決する。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、各自記名押印の上、甲が原本を保有し、乙が原本の写しを保有する。

2025 年 10 月 1 日

(甲) 東京都台東区上野三丁目 2 4 番 6 号

株式会社アイセル

代表取締役社長 草川 麗子

(乙) 埼玉県川口市栄町 3 - 3 - 1 3 汐風ビル 3 F

ブレーション・アシスト株式会社

代表取締役社長 有山 禎一